

釣り座規定

1. 先着順に好きな釣り座に座る事が出来る。
※釣り座を確保する際の乗船時は、転倒防止の為、竿のみを持ってご乗船する事。
2. 前日の釣り座の場所取りは禁止とする。
3. グループで乗船する場合、グループの代表者は予約時の申し込み人数に限り、竿またはそれに順ずる物を竿立てに立てて、釣り座を確保出来る事とする。
4. グループ代表者が午前便と午後便の通しの場合、同じ船の場合に限り、申し込み人数分を竿またはそれに順ずる物を立てて、釣り座を確保出来る事とする。
しかし、グループの他の代表者が別船の釣り座を先着順に申し込み人数分を取る事ができる。
5. 午前便と午後便を1日通しで利用する際、弊社の都合で午後便の船が変わる場合午後便の船に竿またはそれに順ずる物を立てる事が出来る。
6. いかなる場合においても、竿またはそれに順ずる物が竿立てに立っていない場合は、無効とする。
7. 新聞社等、弊社が認めたマスコミ関係者に限り、当「釣り座規定」は例外とし、優先して釣り座を確保する事が出来る。
8. 船が港に係留されている間、釣り座に立てる竿の本数は、必ず一人1本とする。
9. 上記規定は、予告なしに追加または取り消し、変更および改善を行う場合がある。

皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。